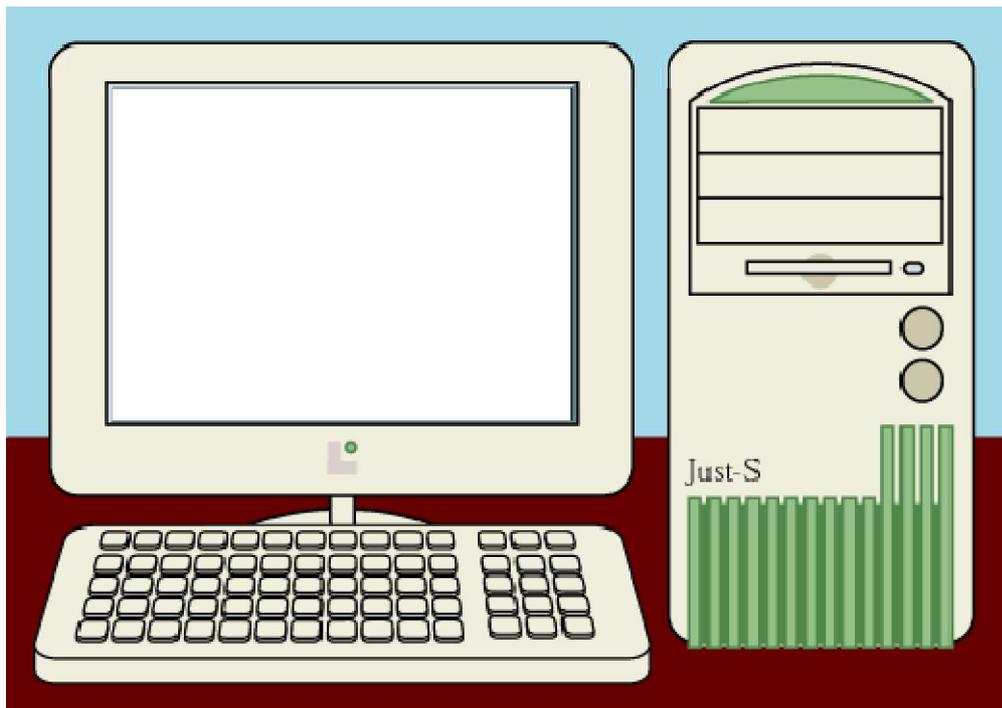


税金と資金繰りでトクするための開業チェックポイント

公認会計士・税理士 坂口会計事務所



1 . 開業のスタイルと開業に当たって気をつけたい税金

個人事業と会社、どの形態を選ぶか？

まずは、個人事業と会社のメリット、デメリットを簡単に記載しておきます。

個人事業

	メリット	デメリット
経営・管理面	開業や運営の事務が簡単でコストがあまりかからない。	信用力や資金調達力に限界がある。
法律面	会社のような設立の手続が不要。	事業の失敗の時に個人が無限の責任を負う。
税金面	交際費の限度額が決められていない。	節税対策が会社に比べて少ない。
その他	社会保険料の負担がない。	人材の確保が難しい。

会社

	メリット	デメリット
経営・管理面	社会的信用が大。 事業資金が集めやすい。 借入がしやすい。	事務が煩雑。 記帳が複雑。 税務申告書作成が複雑。
法律面	出資者の責任が限定される。	設立手続が必要。
税金面	節税や相続対策が個人事業よりもやりやすい。上手にプランニングすれば、個人事業よりも税金が軽	損金となる交際費の額が制限される。同族会社は追加的な税金がかかることもある。
その他	従業員を集めやすい。	社会保険料の負担が必要。

個人事業と会社の税金の比較

開業に当たっては、個人事業の場合にかかる税金と会社の場合にかかる税金の違いを比較して、なるべく税金コストがかからない方を選択したほうがいいでしょう。両者の税金の相違点は下記のとおりになりますが、具体的には下記の相違点をもとに、どちらが有利かをシミュレーションしていくことになります。

	個人事業	会社
青色申告特別控除 又は役員給与	青色申告者は10万円または、65万円の青色申告駆除がある。	社長の給料を「役員給与」として支給し、会社の損金とすることが認められる。ただし、同族会社は例外あり
給与所得控除	役員給与がそれを支出する前の所得のおおむね90%以下になっているときが有利。	役員給与がそれを支出する前の所得のおおむね90%になっているときが有利。 1
配偶者控除・所得控除	青色事業専従者として給与を受ける者や、白色申告の事業専従者に関しては、配偶者控除、扶養控除や配偶者特別控除の適用が受けられない。	生計を一にする配偶者や親族に対する給与を支払っても、これについて配偶者控除、扶養控除や配偶者特別控除の適用が受けられる。
親族からの借入金などの利子や家賃	親族に支払う借入金利子や家賃は必要経費にならない。その対価を得るために親族が他に支払う費用が必要経費となる。	社長、親族に支払う借入金利子や家賃は、原則として会社の損金になる。ただし、金額の設定には注意が必要。
接待交際費	必要経費とすることができる金額に限度がない。	必要経費とすることができる金額に限度がある。
経営者の出張日当	必要経費にならない。	交通費、福利厚生費として必要経費になる
経営者の生命保険	必要経費にならない。	必要経費になる。
生計をひとつにする親族に支払う給与・退職金	白色申告者の事業専従者については一定額、青色事業専従者については届け出た範囲で適正額を必要経費とすることができる。	原則として損金参入できる。ただし、適正額を超える支払いについては損金参入できない。役員給与については届出が必要なケースや損金算入が制限されるケースあり
純損失(欠損金)の繰越しと繰戻し	3年間の繰越しと1年間の繰戻しが可能(青色申告の場合)	7年間の繰越しと1年間の繰戻しが可能(青色申告の場合)
株式等の売却損益	他の種類の所得と損益の通算ができない。	他の種類の所得と損益の通算ができる。
土地・建物等の売却損益	他の種類の所得と損益の通算ができない。	他の種類の所得と損益の通算ができる。
決算期	1月1日～12月31日。自由に選べない。	自由に選べる。

(注)

1 ; ただし、平成18年度税制改正により、特殊支配同族会社が業務を主宰する役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除額に相当する部分として計算される金額は、経費の2重控除になるものとして損金の額に参入されないこととされましたので、留意する必要があります。

2 ; 個人事業者から会社を設立する(法人成り)場合は、設立1年目と2年目は消費税の免税事業者となることが可能です(基準となる前々年と前年の売上高が、会社としては存在しないからです)

会社の形態はどれを選ぶか?

会社には、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社(LLC)の4つあります。この他、有限責任事業組合(LLP)という会社ではない新しい事業形態で事業を運営していくことも可能です。下記に、この4つの会社形態を比較し、LLPは類似点の多い合同会社と比べてみます。

会社形態の比較

	株式会社	合同会社	合資会社	合名会社
出資者	1人以上（上限なし）の有限責任の株主のみ	1人以上の有限責任の社員のみ	1人以上の無限責任社員と1人以上の有限責任社員	2人以上の無限責任社員（設立語1人になっても存続可）
出資内容	財産（金銭、現物）出資のみ	財産（金銭、現物）出資のみ	財産出資のほか、無限責任社員は労務や信用の出資が認められる	財産出資のほか、労務や信用の出資が認められる
出資者の責任	株式引受価額が限度	出資金額が限度	無限責任社員は出資金額を超えて責任を負う。有限責任社員は出資金額が限度	出資金額を超えて責任を負う
設立手続	定款の認証、募集設立の場合は払い込みがあったことを証する書面などが必要	定款の認証、出資金払込保管証明書が不要		
設立費用	最低でも約24万円＋設立登記費用約4万円（司法書士に依頼する場合）	最低でも約6万円＋設立登記費用約4万円（司法書士に依頼する場合）		
業務執行機関	各取締役。取締役が複数の場合は取締役の過半数（取締役会設置会社は取締役会）	各社員。社員が複数の場合は社員の過半数又は業務執行社員。ただし、定款により別段の定めが可能。		
利益の分配割合	原則、株主平等。非公開会社は持分割合に応じない分配が定款規定により可能。	定款規定により自由。		

会社形態の比較

	LLC	LLP
根拠法令	会社法	有限責任事業組合契約法
出資者の責任	有限責任	
内部運営の自由度	意思決定方法や利益の配分割合などを定款規定又は組合契約により決められるなど内部運営の自由度が高い	
法人格	あり	本質が組合契約であり法人格を有しない
出資者数	1人でも設立・運営可	常に複数の組合員が必要
設立費用	約8万円（登録免許税他、諸費用を含む）	
業務執行	必ずしも全出資者（社員）が業務執行を担当する必要なし	すべての出資者（組合員）が業務執行に携わる。
組織変更	株式会社等、他の種類の会社との間の組織変更が可能。	株式会社等、他の種類の会社との間の組織変更が不可。
課税関係	組織自体に法人税が課せられる。	組織ではなく、出資者（組合員）に所得税が課せられる（構成員課税（パス・スルー課税））
出資者への利益の還元方法	配当、給与	利益の配分（出資者は給与を請けられない）
当該事業形態の活	ソフトウェアの共同開発、コンテンツ制作、異業種間・産学連携など	

法人成りのときに注意したい税金

個人の事業用資産の会社への引継ぎ

引継ぎ価額が時価と異なる場合は、税務上、問題が生じる可能性あり。

出資のための払込資金の源泉

会社へ出資するための払込資金を家族などに与えたり、無利子や低利で貸し付けると、与えられた家族に贈与税がかかる。

個人事業所得の計算を行う

個人の会社設立日前日までの事業所得の計算を行い、所得税の申告・納税を行う。

法人成り後個人事業にかかる貸倒損失

個人事業時代に回収の済んでいない売掛金の貸倒損失、商品の返戻は、個人事業に必要な経費とし、会社の損金にはしない。

個人事業の期間にかかる退職金

個人事業の時代から雇用していた従業員が、法人成り後に退職する場合、個人事業に在職していた期間に対応する退職金は、個人事業に必要な経費とし、会社の損金にはしない。

会社の資本金が変われば税金も変わる

資本金が少ないほど有利なもの

- ・ 交際費の損金算入
- ・ 貸倒引当金の繰入
- ・ 「特定機械装置等」を取得した場合の特別償却

資本金が多いほうが有利なもの

- ・ 寄付金の損金算入限度額

会社の株主構成で税金が変わる（同族会社の課税）

会社の設立に当たっては、個人（社長）の同族関係にある配偶者や親族などが大株主となるケースが少なくないでしょう。株主が内輪で固められている場合には、恣意的に課税回避を行う余地が生じます。そこで、税法上、「同族会社」については、一般の会社に比べて不相応に税金の負担を軽減しないよう、特別な規定を設けています。したがって、同族会社は下記の規定に注意する必要があります。

同族会社（同族会社の定義については、法人税法の条文をご確認ください）

- ・ 行為・計算の否認
- ・ みなし役員の規定
- ・ 使用人兼務役員の範囲の制限
- ・ 特殊関係使用人の給与等の損金不算入

特定同族会社（特定同族会社の定義については、法人税法の条文をご確認ください）

- ・ 留保金課税

特殊支配同族会社（特殊支配同族会社の定義については、法人税法の条文をご確認ください）

- ・業務を主催する役員（いわゆるオーナー役員）の役員給与の損金算入制限

2 . 税金で得するための開業申請と届出

ここでは、税金関係の開業申請と届出に絞って、いかに税金を安くできる申請・届出を行うかという視点で説明していきます。特に税金関係の申請・届出は提出期限を守らないとタイミングよくメリットを享受できなくなりますので注意が必要です。

(1) まずは開業・設立の届出から

開業の年は、赤字で是金が出る心配がまったくない人も、きちんと開業届を出しましょう。あわせて青色申告者となる手続きをして、さらに損失申告を確定申告書で赤字を申告します。すると、その赤字を向こう3年(7年)以内に出てくる所得と相殺でき、税金を減らせるのです。

	申請書・届出書名	提出先	提出期限
個人事業	個人事業の開廃業等届出書	税務署	事業開始の日から1ヶ月以内
	事業開始・廃止等申告書	県税事務所・市町村役場	事業開始後速やかに
会社	法人設立届出書	税務署	設立の日(設立登記の日)以後、2ヶ月以内
	法人設立届出書(事業開始等申告書)	県税事務所・市町村役場	道府県・市町村で決められた期限内

(2) 青色申告や資産評価の特典を受けるための申請

青色申告で確定申告をすると下記のような特典があります。

所得の計算をするときの青色申告の特典

- ・ 引当金や準備金を計上して必要経費(損金)の額を増やせる
- ・ 棚卸資産の評価損を必要経費(損金)とすることができる
- ・ 普通より多くの減価償却(特別償却・割増償却)ができる
- ・ 青色申告特別控除を差し引ける(個人事業の場合)
- ・ 生計をひとつにする親族の従業員の給与を必要経費できる(個人事業の場合)

税額の計算をするときの青色申告の特典

- ・ 試験研究費を支出するときや、「特定機械装置等」を取得又はリースしたときなどに適用される税額控除ができる。

赤字になり純損失(欠損金)が発生したときの青色申告の特典

- ・ その赤字又は欠損金を、個人事業者の場合は翌年以降3年間、会社は7年間にわたり所得から控除することができる。また、当年、前年ともに青色申告をしていれば、赤字の金額を前年に繰り戻して、前年度に納めた税金の一部を還付してもらうことができる。

税務調査を受けたときの青色申告の特典

- ・ 所得の更正が制限される
- ・ 異議申し立てと審査請求の選択ができる

青色申告の特典を受けるための申請・届出

	申請書・届出書名	提出先	提出期限
個人事業	所得税の青色申告承認申請書（合わせて現金主義を選択する場合には「所得税の青色申告承認申請書・現金主義の所得計算による旨の届出書」）	税務署	青色申告の承認を受けようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した場合には、その日から2ヶ月以内）
	青色事業専従者給与に関する届出・申請書	税務署	青色事業専従者の給与を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以降に開業した場合や、同日以後に新たに事業専従者を雇う場合には、その日から2ヶ月以内）
会社	青色申告の承認申請書	税務署	青色申告所によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日まで（設立した年度は、設立の日以後3ヶ月過ぎた日と事業年度末日とのいずれか早い日の先日まで）

資産評価で得をする

	申請書・届出書名	提出先	提出期限
個人事業	所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の届出書	税務署	開業した年の確定申告期限
会社	棚卸資産の評価方法の届出書	税務署	設立した年度の確定申告期限
	減価償却資産の償却方法の届出書	税務署	同上

(3) 給与事務の負担を軽くするための届出

源泉所得税は、従業員から預かり、従業員に代わって税務署に納めるものです。お金を預かってから納めるまでの間、その運用は自由です。そして、納期の特例を利用すれば、それだけ運用できる期間を長くできるのです。このように納期特例の制度は、給与の事務負担を軽くするだけでなく、資金繰りも楽にするので、積極的に活用するといいでしょう。

源泉所得税の納期限

(原則) 当月分を翌月 10 日までに納める

(例外) ・ 納期の特例（ただし、給与支払いを受ける人数が常時 10 人未満であること）

1 月から 6 月分を 7 月 10 日までに、7 月から 12 月分を翌年 1 月 10 日までに納める

・納期特例者にかかる納期限の特例

1月から6月分を7月10日までに、7月から12月分を翌年1月20日までに納める

	申請書・届出書名	提出先	提出期限
個人事業及び会社	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	税務署	随時 (提出した月の翌月以後の納付分から特例が適用される)
	納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書	税務署	特例を受けようとするときの12月20日まで)
	特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	市町村役場	随時

(4) 消費税がらみで得をするための届出

その年の前々年度の課税売上高が1千万円以下であれば、免税事業者となりますが、あえて課税事業者選択届を出して課税事業者になったほうが、有利なこともあります。たとえば、設備投資などの多額の課税仕入があったり、輸出免税売上がある事業者などは、課税売上にかかる消費税よりも課税仕入にかかる消費税のほうが大きくなり、消費税を申告すれば、還付金を受けと取れるのです。よって、課税事業者を選択するかどうかを事前によく検討しておく必要があります。

また、実際の仕入れ率よりもみなし仕入れ率のほうが高い場合は簡易課税制度を採用したほうが有利となりますが、ただし、簡易課税のみなし仕入れ率は、いずれも90%以下ですので、必ず消費税が生じ、消費税の還付の可能性はありません。したがって、少なくとも免税事業者が、消費税の還付を受けるために課税事業者を選択するときは、簡易課税制度を選択しないよう、気をつける必要があります(簡易課税制度は一度選択すると向こう2年間はやめることができません)。

さらに、選択によって、課税期間を1年ではなく、3ヶ月や1ヶ月に区切って申告・納税することも可能です。資金繰りとの兼ね合いも考えて選択するかを判断してください。

	申請書・届出書名	提出先	提出期限
個人事業及び会社	消費税課税事業者選択届出書	税務署	開業 設立の年は、その年度末
	消費税簡易課税制度選択届出書	税務署	開業 設立の年は、その年度末
	消費税課税期間特例選択届出書	税務署	開業 設立の年は、適用を受けようとする四半期の末日

(5) その他の届出・許認可など

開業に当たっては、税金関係以外に、たとえば、労働基準監督署(労災保険)、公共職業安

定所（雇用保険）社会保険事務所（健康保険・厚生年金）などにも届出が必要になります。また、官公庁などの許認可が必要な事業もありますので、要注意です。

（6）LLPの税務上の申請・届出

LLPの事業体レベルでの開業届出書や設立届出書の提出は不要です。また青色申告所の承認申請書の提出も不要です。これらの書類は、出資者レベルで必要に応じて提出することになります。ただし、従業員を雇う場合は「給与支払事務所等の開設届出書」等の提出が必要となります。

3 . 開業・起業資金の上手な作り方

どこから資金調達するか？

自己資金

開業資金の最低 30%は自己資金でまかなうべき

親族

資本出資を除き、返済しないと贈与税の問題がでてくる。

金融機関

民間金融機関からは、起業・開業者はなかなか融資を受けられないのが現状。国民生活金融公庫や地方自治体などの公的金融機関は、創業支援のための貸付制度を設けている。

投資家

会社形態で、将来高度な成長が見込まれる場合や、株式市場に上場を予定している場合は、ベンチャーキャピタル等から出資を受けることも資金調達手段の一つ。

開業者にやさしい国民生活金融公庫

- ・ 経験を生かして開業するなら「新規開業資金」
- ・ 「女性・若者/シニア企業家資金」を利用する
- ・ 「新創業融資制度」は無担保・無保証でもOK
- ・ 「セーフティネット貸付」や「IT資金（起業活力強化貸付）」など

その他、「中小企業金融公庫」や「商工組合中央金庫」などの公的金融機関の融資も利用してみるとよいでしょう。

信用保証協会の保証を利用する

信用力・担保力が不足している個人事業者と会社の味方が、信用保証協会です。

社債を発行して資金調達する（会社の場合）

新会社法の下では、すべての会社で社債の発行が可能です。社債の利息は株式に対する配

当とは異なり、損金に算入できるので、税務上有利です。なお、社債を発行した場合、利息の支払いと利息にかかる源泉税の納付事務を行う必要があるため、注意が必要です。

補助金・助成金を利用する

- ・ 社員を雇い入れたときにもらえる「中小企業基盤人材確保助成金」
 - ・ 職業訓練を受けさせるときにもらえる「中小企業雇用創出等能力開発助成金」
- なお、上記助成金を受けるには、労働者の確保・育成のための雇用管理の改善のための計画を作成する必要があります。

投資育成会社やベンチャーキャピタルから出資を受ける

- ・ 中小企業投資育成会社（公的ベンチャーキャピタル）の出資を受ける
- ・ 個人投資家（エンジェル）に投資してもらう

事業計画書で融資・出資を引き出す

公的・民間を問わず、金融機関やベンチャーキャピタル等からは、多くの場合、融資や投資の条件として「事業計画書」の提出が求められます。

「中小企業の会計に関する指針」に準拠する

この「指針」に準拠した決算書を作成していることを条件に、融資の利率を割り引いている金融機関があります。また、信用保証協会でも、「指針」に準拠している場合に、保証率の0.1%の割引をおこなっています。

会計参与を置いて円滑な資金調達を（株式会社の場合）

会計参与制度は、会計監査人を置くことが難しい中小企業にとって、計算書類の信頼性を高める有力な手段と考えられます。特に、金融機関の信頼を得られることは、円滑な資金調達につながり、大きなメリットとなります。

4 . 開業後の資金繰りのために

最後に、開業後の資金繰りのために、注意すべきポイントを述べます。

- 1 . 毎月の資金繰り表および資金繰り予定表を必ず作成すること
- 2 . 業績をタイムリー（月次）に把握すること
- 3 . 「現金預金」「在庫」「売掛金」「買掛金」はしっかりと個別管理すること
- 4 . 売掛金は減らして買掛金は増やすこと（入金サイト・支払サイトに注意）
- 5 . 適正在庫を保つこと

- 6 . 設備投資資金は長期安定資金で調達すること
- 7 . 固定的経費は増加をなるべく抑えること
- 8 . 売掛金の焦げ付きには早目に対処すること
- 9 . 毎月の試算表で、見積実効税率を用いて税金を引き当てておくこと
- 10 . 税金のルールを知り、節税を心がけること